

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人ポプラ福祉会

社会福祉法人ポプラ福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポプラ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1・2のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 個々の理事・監事の報酬は、別表2に定める額とする。
- 4 この法人の全理事の報酬総額は、年間180万円以内とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 6 各々の常勤理事の報酬月額、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 旅費については職員旅費規程に準じて支給することができる。

(支給の方法)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 理事長報酬は、月々支給するものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日改定

別表 1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000円

別表 2（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意する。

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意する。

（3）理事長

	報酬（月額）
理事長報酬	100,000円